

東大阪成年後見支援センター

ニュースレター

NEWSLETTER

No. 20

平成 28(2016)年 2 月

～全国権利擁護支援フォーラムに参加しました～

2月13日及び14日、日本福祉大学東海キャンパスにて行われた、「全国権利擁護支援フォーラム」に参加してきました。1日目は、意思決定支援をテーマに竹中勲さん（同志社大学法科大学院 教授）による『判断能力が十分でない成年者の自己決定支援・自己人生創造希求権～憲法学の立場から～』の基調講演の後、平野隆之さん（日本福祉大学 副学長・同大学権利擁護研究センター センター長）、佐藤彰一さん（全国権利擁護支援ネットワーク 代表・國學院大學 教授）、竹中勲さんによる鼎談「権利擁護と意思決定支援」が行われました。

憲法学は判断能力が十分でない成年者をこれまで対象にしてこなかったという意見があり、憲法学がそれに気づかされるきっかけとなったのが公職選挙法改正につながった成年被後見人の選挙権訴訟であったと話されていました。成年後見制度でいえば欠格事項はまだ存在し、今後判断能力が十分でない成年者の人権をどのように保障していくのかが検討課題になることを学ばせていただきました。鼎談の中では、障害のあるなしに関わらず誰も全くの一人で意思決定をしている人はいないのではないかと、一人で決めることだけが意思決定なのだろうかということも取り上げられその意思決定の主体として本人が意識できているかを検討していくことも大切ではないかと話されていました。

2日目は障害者差別解消法と権利擁護をテーマに『私たちの意見』として障害のある当事者お二人とインタビュアーの三田優子さん（大阪府立大学 准教授）が登壇されました。その後のシンポジウムでは、川島聡さん（岡山理科大学 准教授）、北野誠一さん（おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長）、三田優子さんがシンポジストとなり、大塚晃さん（上智大学 教授）のコーディネートでテーマが深められていきました。当事者の意見からは、“差別”という表現がまだまだわかりにくいことやもっとわかりやすくなるための工夫が必要だという内容でした。シンポジウムでは、差別解消法をしっかりと動かしていくことや紛争解決等の仕組み作りも必要であること、障害当事者が様々な経験をして自己肯定感を失ってきていること、当事者同士の間ではその経験が共有できること、障害の当事者間の理解が進んでいないこと等様々なことが議論されました。

東大阪市では、東大阪市自立支援協議会権利擁護部会において「障害者差別解消相談対応ガイドライン」を検討してきましたが、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けてはお互いの理解が大切だと感じさせられるシンポジウムでした。

特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター
事務局長 北 秀昭

平成27年度

自立支援協議会 意見交換会

東大阪市自立支援協議会は、当事者・事業者・行政がともに障害福祉を考える場として、平成19年度に設立され、現在は6つの部会（就労部会・こども部会・くらし部会・地域移行地域定着部会・権利擁護部会・発達障害支援部会）を設置して、地域の課題やニーズについて様々な面から検討をしてまいりました。その中で、福祉・保健・教育など多くの関係機関にご参加いただき、様々な課題にどのように対応していくか、そのために何が必要なのか、各機関でできることは何かという議論をしてまいりました。

そこで、自立支援協議会での取り組みを多くの方に知っていただくとともに、皆さまお一人おひとりのご意見を聴かせていただくために、意見交換会という形で、皆さまと一緒に考える場を設けたいと考えております。

これからの障害福祉をより良いものとするため、皆さまのご意見をいただければ幸いです、是非ご参加ください。

記

日時：平成28年3月12日（土）13：30～16：35（予定）
場所：クリエイション・コア東大阪 南館3階
クリエイターズプラザ
〒577-0011 東大阪市荒本北1丁目4番1号（東大阪市役所 西隣）

※クリエイション・コアの駐車場はご利用いただけません。
公共交通機関をご利用のうえお越しください。

受付：13時から 3階 エレベーター前
意見交換会受付にて、資料を配布いたします。

内容：プログラム参照

参加費：無料

問合せ先：東大阪市福祉部障害者支援室
電話 06（4309）3183
FAX 06（4309）3813

以上

主催 東大阪市自立支援協議会

平成27年度 東大阪市自立支援協議会 意見交換会 プログラム

平成28年3月12日
クリエーションコア東大阪南館3階

◇ 受付 13:00～ 3階 エレベーター前

第1部
13:30
～13:45

開会式

会場：技術交流室B

※開会式終了後、各会場に分かれて意見交換会を行います。

会場	技術交流室A	技術交流室B	技術交流室B	研修室B	研修室C
第2部 13:50 ～15:05	<p>【テーマ】 こどものための支援とは？ ～家族・教育・福祉の連携～</p> <p>【内容】 H24年制度改革により、児から者をつなぐ相談支援の仕組み創設や利用できるサービスの増加等こどもを取り巻く状況が変化しています。今年度の通学保障についての取り組み報告を通して、現状のこどもの暮らしを話し合い、必要な支援や連携を考えたいと思います。</p> <p>(担当) こども部会</p>	<p>【テーマ】 高齢化の時代を支える「入院時支援」</p> <p>【内容】 当事者の高齢化に伴い入院治療の必要な病気になる可能性も増大しています。しかし、病院側は付き添いなしには入院させてくれない、親も高齢化で付き添いもできない。そんな中で市町村独自の「入院時支援」の仕組み作りが始まっています。国も平成30年には重訪を病院内でも使えるようにする意向とか・・・さて、東大阪ではどう考えるか。</p> <p>(担当) くらし部会</p>	<p>【テーマ】 病院や施設を出て、安心して暮らし続けるために</p> <p>【内容】 施設や病院を出て安心して暮らし続けるためにはどのようなシステムが必要なのか、暮らしの一つの形態であるグループホームを増やすには何が必要なのでしょうか。少しでも前進できるよう、実践から見えてきた課題を提起する中で、皆さんと共に考えたいと思います。</p> <p>(担当) 地域移行・地域定着部会</p>	<p>【テーマ】 障害者差別解消法と触法障害者支援への取り組み</p> <p>【内容】 今年4月から施行される障害者差別解消法。部会内で東大阪市における相談対応のガイドラインを検討してきました。触法障害者への支援については昨年の報告をより広げ深めるため行ってきた取り組みを報告します。ご意見をお聞かせください。</p> <p>(担当) 権利擁護部会</p>	
	第3部 15:20 ～16:35	<p>【テーマ】 成人期の経過に学び、二次障害を予防していくための早期支援体制づくり ～多層的支援の構築に向けて～</p> <p>【内容】 医療・教育・福祉・雇用の児者一貫した連携システムの構築を目指して発見しました。児童分科会、大人分科会にて整理された発達障害にまつわるライフステージごとの課題を部会で集約した今年度の経過を報告します。</p> <p>(担当) 発達障害支援部会</p>	<p>【テーマ】 より良い支給量決定システムの構築を目指して</p> <p>【内容】 65歳越えの非定型加算の定着、住宅要件(バリアフリー減算)がなくなる等、支給量決定を巡って一定の前進がありました。しかし、まだまだ高齢化の中で不安は大きくあります。他にも、二人介護の基準や原の支給量等、より透明性を確保した基準の明確化が問われていると思います。「サービスマ等利用計画」の時代にふさわしい、全分野にわたる「支給決定ガイドライン」をみんなの声で作っていきましょう。</p> <p>(担当) くらし部会</p>	<p>【テーマ】 就労支援のために「受け取ること」と「伝えること」</p> <p>【内容】 教育と福祉、医療と福祉、の連携のためには、お互いが求めるもの、求められるものは何か？お互いの距離を縮めるにはどうすればよいか？を議論してきました。いろんな角度から、皆さんと一緒に考えたいと思います。</p> <p>(担当) 就労部会</p>	



マッセ・市民セミナー「市民後見人活動の現状とその魅力」に参加してきました。

平成27年12月24日、大阪府社会福祉会館にて大阪府社会福祉協議会主催のセミナーに参加してきました。

このセミナーでは、ミニ講義として大阪府消費生活センターの白崎夕起子氏による「高齢者・障がい者に多い消費者トラブル」と井上計雄弁護士による「成年後見制度の現状」、パネルディスカッションとして「市民後見人活動の現状とその魅力」をテーマに実際に市民後見をしている東大阪市と岬町の方などの話がありました。

ここで話されていたのは、日本は国連の障害者権利条約に批准しているが、現行の成年後見制度では本人の権利を制限する代理制度である点で権利条約違反であり、これから成年後見制度は変わっていくだろうということや、市民後見人が実践しているような本人の身近に寄り添い意思をくみ取り、本人が意思決定できるよう様々な支援を行うこと、見守りの支援をすることが重要ということなどでした。

当法人としても、地域の方々に協力していただきながら本人を支援していけるような形の模索を考えさせられるセミナーでした。

編集後記

20号を発行することができました。これもご支援を賜りました皆様のおかげだと思っております。今後も地道に積み上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします(きた)

活動予定

2月

- ◇成年後見利用相談会(11日)
- ◆東地区ケア連絡会(12日)
- ◆全国権利擁護支援フォーラム(13日、14日)
- ◆全社協権利擁護セミナー(18日)
- ◆地域福祉ネットワーク推進会議(19日)
- ◇法人後見運営委員会(26日)
- ◆権利擁護部会(15日)

3月

- ◆東地区ケア連絡会(10日)
- ◇成年後見利用相談会(10日)
- ◇後見人の集い(17日)
- ◆自立支援協議会 意見交換会(12日)

4月

- ◇成年後見利用相談会(14日)
- ◆東地区ケア連絡会(14日)
- ◆権利擁護部会(18日)

東大阪成年後見支援センターの事業に賛同、賛助くださる個人・団体会員を募集しています

正会員		賛助会員	
個人	12,000円(年間)	個人	3,000円(1口)
団体	18,000円(年間)	団体	5,000円(1口)

入会希望者は、事務局に電話やFAX等でご連絡ください。入会申込書をお届けします。入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて事務局にご提出ください。

東大阪成年後見支援センターニュースレター 第20号

平成28(2016)年2月10日発行

- 発行●特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター
http://hokouken.or.jp
- 〒579-8048 東大阪市旭町20-2
- TEL:072-983-7690 FAX:072-983-7691
- 発行責任者●坂本ヒロ子 ●編集者●北 秀昭